子育て支援員専門研修(社会的養護)研修ガイドライン(P)

子育て支援員専門研修(社会的養護)に係る研修の項目・科目及び時間数

子育て支援員研修制度に関する検討会 第5回専門研修WT(社会的養護)

平成26年12月15日

資料 4

基本的考え方(修正案)

「人材層」がわかりにくい。人材を増やす意味と人材育成の中身を充実する意味が含まれている? 人材育成の充実?

○ 社会的養護コースの専門研修については、「社会的養護の入り口」としての社会的養護の<u>基本的知識をもつ人材層の充実(修正案:基本的知識をもっており、社会的養護の支援人材となり得る層の充実)</u>を目的として、

社会的養護に関する基本的な理念・対象者の理解・支援技術を学ぶ内容とする。

- 科目構成は、ファミリーホームや小規模グループケア等の社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる、虐待を受けた児童等社会的養護を必要とする子どもの理解など、社会的養護の基本的理解や支援技術などを学ぶものとする。
- 本ガイドラインは、科目内容のねらいや活用策を示すことにより、全国共通の研修制度として、その内容の質の担保を図るとともに、本研修の活用促進に資するために策定するもの。

基本的考え方(前回案)

○ 本ガイドラインは、「子育て支援員研修制度について(P)」(平成26年厚生労働省 実施要綱(P)。以下「要綱」という。)に基づき、子育て支援分野での業務に従事するために必要なことができるような基本研修を修了していることを前提に、社会的養護の補助的な支援者として従事する上で、必要な知識・技能を習得するため、都道府県知事(P)が行う研修(以下「専門研修(社会的養護)」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。

※以下に記載した記載項目については、発出の際に今後全体的な調整を行う。

1. 社会的養護の理念【2時間(60分×2)】

- (1) 社会的養護の理解
- (2) 子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、 職業倫理
- 2. 対象者の理解【2. 5時間(90分×1、60分×2)】
 - (3) 社会的養護を必要とする子どもの理解
 - (4) 家族との連携
 - (5) 地域との連携

- 3. 支援技術【5. 5時間(90分×1、60分×2)】
 - (6) 社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際
 - (7) 支援援助技術
 - (8) 緊急時の対応

4. 演習

- (9) 施設等演習 【2時間(30分×1、90分×1】
 - ① 社会的養護の現場の理解(画像等)
 - ② 演習

計 11時間

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-(1)】

項目名	1. 社会的養護の理念
科目名	1-(1)社会的養護の理解
ねらい	① 社会的養護の概要について、その背景となる社会の課題とともに理解する。② 社会的養護の基本理念を理解する。③ 社会的養護の体系を理解する。④ 社会的養護の課題と将来像を理解する。⑤ 社会的養護における子どもの自立支援について、アセスメントや自立支援計画の意義を含めて理解する。
主な内容	 ① 社会的養護とはなにか、社会的養護の歴史的背景と社会問題との関連 ② 子ども家庭福祉、社会的養護の理念、養護原理の基礎 ③ 社会的養護体系について、児童相談所と措置制度、社会的養護関係施設と里親制度 ④ 社会的養護の課題と将来像、実施自治体における社会的養護の状況 ⑤ 社会的養護と自立支援 子ども、子供と揃っていないので統一してはどうか。→修正案:子どもに統一
特記事項等	① 背景となる少子化、子ども虐待、子ども供の貧困、DVなどを含める。② 「子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育む」という基本理念を明確に伝える。④ 「家庭的養護推進計画」や「都道府県推進計画」など実施自治体における状況も盛り込み、具体的に説明することが望ましい。
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長エ その他、実施自治体の長が認める者

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-(2)】

項目名	1. 社会的養護の理念
科目名	1-(2) 子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 ※「子ども等」とは子ども・保護者をいう。
ねらい	①「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」に掲げられた子どもの最善の利益を意図した支援の提供のため、「子ども等の最善の利益」について理解する。② 子ども等の意見表明と苦情解決の仕組みを理解する。③ 養育者・支援者の心身の健康が子ども等の心身の健康に結びついていることを理解する。
主な内容	 ① 子ども·保護者の最善の利益 ② 子ども·保護者の意見表明、苦情解決の仕組み ③ 被措置児童等虐待の防止 ④ 養育者・支援者の資質、メンタルヘルス ③と④の順番の入れ替え 「生きていく」の意味っかみにくい?修正案:支援する
特記事項等	①「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」があることを伝える。 ② 意見表明等の仕組みだけでなく、対象者の尊厳として、子ども・保護者をいかに尊重しながら生きていく支援するのかを伝える。 ③ 「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に示された被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨を伝える。 ④ 養育者・支援者として子ども・保護者の権利を尊重できること、また、同時に自らの権利も遵守されるべきことを理解し、養育補助者として適切な助言等を主たる養育者、専門職員から受けながら協力して養育支援に携わることを伝える。
講師要件	↑「主な内容」と同様に③④の順番の入れ替え 科目1-(1)と同じ
一一一一一一	17 D (/ C H)U

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-(3)】

項目名	2. 対象者の理解
科目名	2-(3) 社会的養護を必要とする子どもの理解
ねらい	 ① 子どもの発達段階について理解する。 ② 発達支援を必要とする子どもの特性を理解する。 ③ <u>虐待(家庭における配偶者に対するDVを含む)が子ども・家族に及ぼす影響</u>について理解する。 ④ 保護者からの分離を体験した子どもの特性や愛着障害を理解する。 ⑤ 支援者からの二次被害について理解する。
主な内容	① 発達段階ごとの理解② 発達支援を必要とする子どもの理解③ 虐待が子どもに及ぼす影響④ 保護者からの分離を体験した子どもの理解⑤ 支援者からの二次被害
特記事項等	② 思春期の問題行動の受け止め方、子どもの性問題への対応、子どもにとっての自立、自立に向けて 行われるライフストーリーワークについても伝える。
	⑤ 支援者の発言や行動が傷ついた子ども等にどのように受け止められるのかを理解し、二次被害を引き起こさない対応について伝える。
講師要件	科目1-(1)と同じ

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-(4)】

項目名	2. 対象者の理解
科目名	2-(4) 家族との連携
ねらい	 ① 子どもの自立の過程において必要不可欠な子どもと家族との関係の意義を理解する。 ② 保護者の抱える困難(<u>障害・傷病</u>、DV、貧困等)を理解する。 ③ 家族再構築支援ペアレント ニングなどの保護者支援の実際を理解する。 精神疾患を抱える保護者も多い。→修正案: 障害・傷病
主な内容	① 家族との連携の意義② 支援を必要とする保護者との連携③ 家族再構築保護者への支援の実際
特記事項	 ① 保護者だけでなく、親族やきょうだいとの連携など、子どもの自立の過程において必要不可欠な家族システムとの連携について伝える。 ② 一方の保護者が加害者であるなど、保護者の養育等を阻害する要因について伝える。 ③ ペアレントトレーニング等の養育スキルを高める支援、就労支援等保護者の抱える困難を解決する支援などがあることを伝える。
講師要件	科目1-(1)と同じ

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-(5)】

項目名	2. 対象者の理解
科目名	2-(5) 地域との連携
ねらい	① 子どもを支援する関係機関、保護者を支援する関係機関の名称や役割を理解する。② 地域に開かれた養育のため、地域との連携の意義を理解する。③ より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関との連携について理解する。
主な内容	① 関係機関の理解② 地域との連携の意義③ より専門的な支援を必要とする場合の関係機関(医療機関等)との連携について
特記事項	① 支援者と連携・協力して支援に携わる関係機関について、自治体で作成した支援マップなどを用いて、 具体的に理解できるようにする。② 関係機関との連携に際して配慮すべきことや、互いの役割を理解し、チーム対応することの意義を伝える。③ 支援対象者が医療的なケアを必要とするなど、特に配慮が必要な場合の緊急連絡対応などを主たる 養育者や専門的職員と確認しておく必要性などを伝える。
講師要件	科目1-(1)と同じ

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-(6)】

項目名	3. 支援技術
科目名	3-(6) 社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際
ねらい	① 社会的養護を必要とする子どもの「遊び」の意義を理解する。② 乳幼児期から児童期までの遊びの実際を体験する。③ 年齢に応じた「遊び」について理解する。④ 「遊び」を支援する際の基本的原則と配慮すべきことを理解する。
主な内容	①「遊び」の意義② 年齢に応じた遊びの内容③ 配慮すべきこと
特記事項	③ 支援者として「遊び」を体験しながら、子どもの支援につながる「遊び」について伝える。 ④ 子どもの年齢に応じた性の発達性的な配慮、身体接触など、「遊び」の中でも配慮が必要であることを 伝える。 例として、楽しいこと、身体を使うこと、自発的に参加でき、自分の意思で拒否できること、誰かとつな がった感覚をもてるような遊び、状況が自分でコントロールできるように、子どもの状況に応じ難易度も考 慮すること、などがある。
講師要件	科目1-(1)と同じ

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-(7)】

項目名	3. 支援技術
科目名	3-(7) 支援技術
ねらい	① 対人援助の基本である傾聴と共感・メッセージの伝え方について理解する。② 生活場面での関わり方(ほめ方、しかり方等)について理解する。③ 日誌を含めた記録の書き方として、客観的事実と評価情報を区別することを理解する。④ 個人情報の保護と情報開示について理解する。
主な内容	 ① 子どものニーズに応じたコミュニケーションスキル ② 生活における支援におけるほめ方、しかり方など、コモンセンス・ペアレンティング等の支援技術を踏まえた言葉かけ、年齢ごとの1日の生活の流れの理解と支援 ③ 記録(日誌を含む)の書き方 ④ 個人情報の保護
	↓メッセージの伝え方
特記事項	 ① 子どもへの傾聴と共感をどのように伝えるのか、子どもが虐待の話を始めたときにどう対応するのかなど、具体的な場面を想定した演習を行う。 ② 生活場面におけるほめ方、しかり方など、コモンセンス・ペアレンティング・プログラム等の支援技術を踏まえた言葉かけ、年齢ごとの1日の生活の流れの理解と支援について伝える。 ③ 日誌を含めた記録の意義について理解し、主たる養育者や専門的職員等と状況が共有できる書き方、子ども等の理解につながる記録の視点について伝える。 ④ 見聞きしたこと、経験したこと、またそれらを記録したことに含まれる個人情報の保護について徹底する。特に、社会的養護を必要とする子ども等の安全を守る観点から十分に伝える。
講師要件	科目1-(1)と同じ

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-(8)】

項目名	3. 支援技術
科目名	3-(8) 緊急時の対応
ねらい	① 事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する。② 緊急時の連絡対応について理解する。③ 配慮を要する対応について理解する。④ 子ども間の暴力等の危機場面の対応について理解する。
主な内容	 ① 子どもの発達段階における事故防止のための環境整備(安心安全な生活環境)の理解 ② 緊急時の連絡対応体制について ③ 配慮を要する対応の理解 ④ 現場で起こりうる危機場面(子ども間の暴力、大人への暴力、無断外出、喫煙や危険な遊びなど)についての対応
特記事項	③ 例えば、食物アレルギー、持病等への対応、被虐待児やDV被害者に対する加害親・加害配偶者の 追跡や連れ去り等への対応、子どもの怪我等を発見したときの対応など、専門職員が配慮している対応 について、共通認識を持てるよう具体的に伝える。④ 危機場面に直面した場合に最低限取らなければならない行動や、予防的な対応について伝える。
講師要件	科目1-(1)と同じ

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目4】

項目名	4. 演習
科目名	4-(9) 施設等演習
10.70	①施設の概要を理解する。(画像資料等を使う) ②施設職員等とのグループワークなどにより実際の業務について理解する。
T.QL1,D	① 社会的養護の現場の理解(30分)② 演習(90分)
日子生活支援施 設も含むならば保 護者も生活してい る。→修正案:子	 ① 地域の状況、実習先としての施設等の受け入れ状況、措置(委託)されている子どもへの配慮などを考慮し、映像や写真などを用いる場合や、施設等を見学する場合などが考えられる。いずれも子ども等の生活の場であることを理解できる内容とする。 養育補助者として期待される領域を考慮し、里親、ファミリーホーム、施設の小規模グループケア等を中心に、また、社会的養護の入り口としての人材という観点から、さまざまな社会的養護の状況がわかるような教材を用いることが望ましい。 ② 施設職員等が社会的養護の支援者として関わる中で体験したうれしかったこと、難しいと思ったこと、悲しいこと、苦労しただと思うことなどを伝えながら、研修受講者とグループワークする等により、社会的養護の支援者とのしてのやりがい、補助的支援者に期待することなどをが伝える内容が期待される。

子育て支援員専門研修(社会的養護)の活用策について

(案1)

○ 科目履修制として、幅広く社会的養護の学びの場として活用

事項		主	な	内	容	
学びの場の提供	科目を細分化して、連重相談所の新任職員					
里親の現任研修	養育里親の「研修受 討している自治体もあ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		5受講数を定め	かるといった取り	り組みを検

(案2)

○ 潜在的な社会的養護における支援人材の掘り起こし、現場復帰を支援

事項		主	な	内	容	
潜在的な人材 の掘り起こし	児童養護施設等で シ保育士など、潜在的 社会的養護の動向が	りな社会的養護	における支援	人材が本研		
潜在保育士等の掘り起こし	保育士資格取得後、 ている者が本研修を 護施設等の職員を目	受講することで、		• • • • • • • • • • • • • • • • •		

(案3)

○ 施設や里親・ファミリーホームを支援するボランティア等スタッフの支援の質の向上

事項	主な内容
支援の質の向 上	本研修修了者が里親やファミリーホームのボランティアスタッフとして活躍。社会的養護に ついての理解があるため、里親等も安心できる。
支援の質の向上	里親家庭が子育て支援事業をレスパイトに活用できるが、その利用にあたっては敷居が高いという印象を持ちがち。子育て支援事業のスタッフが本研修修了者であれば、社会的養護についての理解があり、安心して活用しやすい。

(案4)

○ 社会的養護の支援についての理解促進

事項	主な内容
支援人材のリ クルート	社会福祉分野の大学生(2,3年生)が本研修を受講し、アルバイトとして補助的業務に携わる中で、将来の進路として社会的養護関係施設を目指し、資格取得する。
家庭養護人材 のリクルート	子育て経験のある主婦が本研修を受講し、社会的養護の領域で里親が不足していること を知り、家族にも研修受講を勧め、共通理解をもつことができ、里親申請を決意。

(案5)

○ 施設のアウトリーチとしての地域支援

事項	主	な	内	容	
アウトリーチ支 援	母子生活支援施設において 習支援 のための訪問支援等 本研修修了者がスタッフ 訪問	、アウトリーチ事	業を行う場合に	こ、専門性をも	• • • •
里親支援	里親支援専門相談員ととも 支援の充実を図る。	に、本研修修了る	皆に行事スタッ	ノフとして参加し	ってもらい、里親